

南二番町交番だより6月号

発行：南二番町交番

023-622-4406



外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を！

外国人が不法就労となるのは、

- ・ 密入国した人や在留期限が切れた人が働く
- ・ 観光等短期滞在目的で入国した人が働く
- ・ 外国料理のコックなどとして働くことを認められた人が、認められた仕事以外の工場等で作業員として働くなどのケースです。



注意 事業主も処罰の対象となります！

- ・ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長）
⇒ **3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金又は併科**
- ・ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
⇒ **退去強制の対象**



外国人を雇用する際には在留カードの確認をしてください！

NO! DRUGS!

薬物を乱用すると脳や身体に悪影響を及ぼすほか、精神障害を発症し依存症を引き起こす原因になります。

大麻を始めとした違法薬物の売買にSNSが悪用されています。

覚醒剤：「シャブ、エス、スピード、アイス、氷」

大麻：「ハッパ、クサ、チョコ、野菜」

などの隠語を使って販売されることがあります。

これらの隠語のほか、「#手押し」などの隠語でSNSで検索し、怪しい誘いに軽い気持ちで返信すると、重い刑罰が科せられる可能性があります。

●覚醒剤の所持＝10年以下の懲役 ●大麻の所持＝7年以下の懲役



おかしいと思ったらすぐ警察に連絡を！

●違法薬物相談 023-635-1074 ●匿名通報ダイヤル 0120-924-839



6月28日(土)13時から県警察学校で開催します！

6月18日(水)まで、「やまがたe申請」による事前申込が必要です。

申込受付はこちらから→

【体験内容・見学内容】

白バイデモ走行見学、鑑識体験、機動隊訓練見学
サイバー犯罪対策体験、護身術体験
警察行政職、通信部職員の仕事説明

警察の仕事を体験してみませんか？



警察音楽隊では、**カラーガード隊員**を募集しています！

興味のある方は、警察本部広報相談課(023-626-0110)まで！

外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を！

○ 外国人労働者の受入れについて

- ・ 外国人は、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」で定められている在留資格の範囲内において、我が国での就労活動が認められます。
- ・ 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れるため、手続負担の軽減等により円滑な受入れを図っていくこととなりますが、その手続きが適法に行われなければなりません。

○ 不法滞在者とは？ 不法滞在となるのは、次の **2** つのケースです。

① 不法残留者

- ・ 入管法に基づき合法的に在留することができる期間経過後も本邦に滞在（オーバーステイ）する外国人

② 不法在留者

- ・ 不法に本邦に入国又は上陸した後、引き続き不法に在留する外国人

○ 不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の **3** つのケースです。

① 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- ・ 密入国した人や在留期限が切れた人が働く
- ・ 退去強制されることが既に決まっている人が働く

② 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- ・ 観光等短期滞在目的で入国した人が働く
- ・ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- ・ 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が、認められた仕事以外の工場等で作業員として働く
- ・ 留学生が許可された時間数（週28時間）を超えて働く

注意 事業主も処罰の対象となります！

- ・ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長）

⇒ **3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金又は併科**

（外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。）

- ・ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

⇒ **退去強制の対象**

○ 在留資格・在留期限の確認を！

法務省出入国在留管理庁のホームページには画像付きで確認項目が掲載されています。

警察音楽隊では、**カラーガード隊員を募集**しています！

興味のある方は、警察本部広報相談課(023-626-0110)まで！